



水と緑の  
ふるさとづくり

第43号

発行/平成27年3月18日  
長野県木曾広域連合

「平成26年度長野県ふるさとの森林づくり大賞」を受賞しました

健全な水循環社会の構築を目指して木曾広域連合と愛知中部水道企業団が行ってきた取り組みが認められ、この度「長野県ふるさとの森林づくり賞」の大賞を受賞しました。



平成26年6月 水源の森応援隊の作業の様子



木下愛知中部水道企業団局長 加藤副知事 田上連合長  
平成27年1月15日

平成15年に両者の間で、木曾川「水源の森」森林整備協定を締結して以来、上下流双方で基金の積み立てを行い、その基金を活用して、平成17年度からこれまでに約8,000haの民有林が整備されました。

また、平成19年からは「水源の森応援隊」として、下流域から毎年多くの方が参加し、木曾地域の住民とともに、下刈りや枝打ち作業等を行っています。さらに、木曾地域からも下流域で行われるイベントに積極的に参加し、木工体験等を通じて森林整備の大切さをアピールしており、こうした長年の取り組みが全国の上下流連携の模範として評価されたものです。

議会だより..... 2  
 平成27年度予算の概要 ..... 2  
 介護保険からのお知らせ..... 3  
 ケーブルテレビからのお知らせ..... 4  
 ごみを減らす生活をしてみませんか... 4

# 木曾広域連合議会だより

## 平成 27 年木曾広域連合議会第 1 回定例会

開催日 2月27日(金) 午前10時開会

議案第1号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について ……可決

議案第2号 木曾広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例の制定について ……可決

議案第3号 木曾広域連合地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例の制定について ……可決

議案第4号 木曾広域連合介護保険条例の一部改正について ……可決

議案第5号 木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について ……可決

議案第6号 議会の議員の議員報酬並びに特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について ……可決

議案第7号 木曾広域連合火災予防条例の一部改正について ……可決

議案第8号 平成26年度木曾広域連合一般会計補正予算(第6号) ……可決

議案第9号 平成26年度木曾広域連合介護保険特別会計補正予算(第4号) ……可決

議案第10号 平成27年度木曾広域連合一般会計予算 ……可決

議案第11号 平成27年度木曾広域連合介護保険特別会計予算 ……可決

ほか 一般質問 1件 全員協議会 5件

## 平成 27 年度予算の概要

上記議会で議決されました。

### 一般会計

歳入	予算額 (千円)	構成比 (%)	歳出	予算額 (千円)	構成比 (%)	主な事業内容(千円)
分担金及び負担金	2,113,806	73.4	議会費	16,885	0.6	
使用料及び手数料	609,202	21.1	総務費	657,442	22.8	
国庫支出金	1,811	0.1	民生費	301,100	10.4	・CATV施設運営 448,129
県支出金	3,851	0.1	衛生費	981,893	34.1	・地域間交流事業等 29,493
財産収入	6,548	0.2	農林水産業費	34,128	1.2	・休日及び夜間の一次救急 29,553
寄附金	100	0.0	土木費	53,585	1.9	・養護老人ホームの運営 289,519
繰入金	12,599	0.4	消防費	629,543	21.8	・ごみ処理施設等の運営 586,310
繰越金	31,000	1.1	教育費	116,730	4.0	・し尿処理施設等の運営 317,106
諸収入	104,785	3.6	公債費	83,603	2.9	・火葬場の運営 39,859
			予備費	8,793	0.3	・文化公園の運営 91,508
合計	2,883,702	100.0	合計	2,883,702	100.0	・奨学資金の貸付 18,148
前年度比較	7,047	—	前年度比較	7,047	—	

### 介護保険特別会計

歳入	予算額 (千円)	構成比 (%)	歳出	予算額 (千円)	構成比 (%)	主な事業内容(千円)
保険料	696,689	17.3	総務費	108,387	2.7	
分担金及び負担金	635,955	15.8	保険給付費	3,812,670	94.5	・介護認定事業費 30,393
使用料及び手数料	60	0.0	地域支援事業費	114,297	2.8	・介護サービス等諸費 3,537,469
国庫支出金	1,024,662	25.3	基金積立金	607	0.0	・介護予防サービス等諸費 57,989
支払基金交付金	1,079,282	26.7	諸支出金	608	0.0	・高額介護サービス諸費 64,718
県支出金	572,723	14.2	公債費	70	0.0	・特定入所者介護サービス諸費 149,348
財産収入	600	0.0	予備費	927	0.0	・地域支援事業費 114,297
繰入金	19,748	0.5				
繰越金	808	0.0				
諸収入	7,039	0.2				
合計	4,037,566	100.0	合計	4,037,566	100.0	
前年度比較	△2,998	—	前年度比較	△2,998	—	

## 介護保険料改定のお知らせ

第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）に基づき、介護保険料の基準額は、月額5,480円（年額65,760円）になります。第5期計画時（平成24年度～26年度）は月額5,070円（年額60,840円）でしたので8.1%の上昇となりますが、所得段階を10段階制とし、低所得者に配慮した保険料設定としました。また今後、公費による保険料軽減が計画されており、第1段階、第2段階、第3段階の方については、保険料額が変更になる予定です。変更時には再度お知らせいたしますのでご了承ください。

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料額
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者等	基準×0.5	32,880円 (月2,740円)
	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	基準×0.75	49,320円 (月4,110円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が120万円超の方	基準×0.75	49,320円 (月4,110円)
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円以下の方	基準×0.9	59,280円 (月4,940円)
第5段階 <b>基準</b>	本人が市町村民税非課税（世帯の中に住民税課税者がいる）かつ本人年金収入等が80万円超の方	基準×1.0	65,760円 (月5,480円)
第6段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の方	基準×1.2	78,960円 (月6,580円)
第7段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準×1.3	85,560円 (月7,130円)
第8段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準×1.5	98,640円 (月8,220円)
第9段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準×1.7	111,840円 (月9,320円)
第10段階	本人が市町村民税課税かつ合計所得金額が400万円以上の方	基準×1.8	118,440円 (月9,870円)

※各所得段階の保険料額（月額）は、介護保険料基準月額5,480円に保険料率を乗じて得た額（10円未満切り上げ）になります。

○平成27年度介護保険料の納付書及び通知書は4月上旬に送付いたします。

年金天引きとなる方は4・6・8月の年金支給時の控除金額を、納付書払い・口座振替の方には4～7月までの介護保険料についてご案内させていただきます。

介護保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いいたします。

3月下旬から5月にかけて、木曾郡内各地域（30か所）で説明会を行います。

紙面の都合上、今回記載できなかった内容のご説明や、皆様からのご質問にお答えいたしますので、ご近所お誘いあわせの上、ぜひご参加ください。開催日時等は、各町村の広報誌をご覧ください。ただか、木曾広域連合健康福祉課（電話 \*\* 23-1050）へお問い合わせください。

# 木曾広域ケーブルテレビからのお知らせ

## ～NHK衛星契約について～

木曾広域ケーブルテレビでは平成27年3月31日で地上波アナログ放送（デジアナ変換）、衛星アナログ放送、行政アナログ放送を終了いたします。終了に伴い、現在NHK衛星契約により受信料をNHKに支払っている方は、つぎの点についてご注意ください。

- ◎ 木曾広域ケーブルの衛星アナログ放送終了後、NHK衛星放送が視聴できない方は、4月1日からの衛星契約を地上契約へ変更していただくよう、NHK窓口にご連絡ご相談をお願いします。
- ◎ 木曾広域ケーブルの衛星アナログ放送終了後、ご家庭の受信設備又は木曾広域ケーブルテレビの専用チューナー（STB）で継続して衛星放送をご覧いただく方は、引き続き衛星契約が必要です。

NHK放送受信契約等に関するお問い合わせ先

NHK松本支局：電話 0263-33-4700 へお願いします。

平日9:30～18:00 (土日祝祭日はお休みになります。)

## ごみを減らす生活をしてみませんか vol.4

### ○私達に出来る事

ごみは人間生活と切っても切れないものです。人間が生活をしている限りごみは必ず出ますが、一人ひとりがごみとして出すものを減らす事を意識し、行動する事は出来ます。その行動を、古くから言われていますが、3Rと言います。3Rとは、リデュース・リユース・リサイクルの3つのRです。

リデュースとは、そもそもごみになるものを減らそうという事です。製造・販売段階から考えたり、長期に使用したりして、ごみとして出すものを少なくする事です。買い物袋を持参する事もその一つです。

リユース、これは再使用です。使用済みになっても、まだ使えるものはごみとして廃棄しないというもので、江戸の町はこのシステムが非常に確立されていました。これには、個人の取り組みとともに、システムの整備も必要だと考えています。

最後はリサイクル。資源としての再生利用です。木曾では平成13年頃にリサイクルの分別収集が本格的に開始され、現在では、プラ容器、生ごみ、瓶、紙類、ペットボトル等11種類17品目が分別して回収されています。

特に生ごみリサイクルは、収集地域、規模、回収率等全国的にみても先進地として注目されています。

平成30年からは新しい焼却炉が動き出す予定ですが、環境保全を目的として、焼却能力は今の半分程度になる予定です。そのため、クリーンセンターでは1,500t削減を目標にごみの減量化に取り組んでいます。

皆さんも一緒に、出来る事から行動を起こしてみませんか。

